

令和5年第4回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和5年8月4日（金曜日） 午前10時00分開議

出席議員（11名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	6番 赤間しづ江	7番 文屋 裕男
8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一	10番 佐々木金彌
11番 石川 敏	12番 高橋 浩之	

欠席議員（1名）

5番 佐野 英俊

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	総務課長代理	関内 秀博
		総務課長補佐	
企画財政課長	残間 文広	住民生活課長	早坂紀美江
税 務 課 長	堀籠 淳	健康福祉課長	金刺 隆司
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
学校教育課長	森田祐美子	社会教育課長	大沼 善昭
参事兼指導主事	福田 美穂	会計管理者	亀谷 明美
子育て支援室長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 書記 残間 頼

議事日程（第1号）

令和5年8月4日（金曜日）午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 4 3 号 令和 4 年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約の変更について

第 4 議案第 4 4 号 令和 4 年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更について

第 5 議案第 4 5 号 令和 4 年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。佐野英俊議員、届出により欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和 5 年第 4 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

ここで、皆さんに議長より申し上げます。現在、クールビズ施行中でありますので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。執行部におかれましてもそのようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番遠藤昌一君、10 番佐々木金彌君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第4回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

連日暑い日が続き、先月28日には35.2度を記録する今年初めての猛暑日となりました。このような天気の中、全国的に熱中症の発生も多くなっており、山形県米沢市では女子中学生が部活の帰りに亡くなるという痛ましい事案も発生しております。引き続き、村では無線放送を活用しながら注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業委員会の関係であります。先月20日に臨時総会が開かれ、会長に衡東地区の関内秀樹さん、会長職務代理者に大瓜上地区の石川祐一さんがそれぞれ選任されております。今後、関内会長を中心として本村の農業振興にさらに尽力いただきますようお願いを申し上げます。

次に、企業誘致の関係であります。先月26日、役場において株式会社渡辺精機、宮城県、大衡村と3者で立地協定を結んでおります。山梨県の本社に次ぐ第二の製造拠点として新たな事業展開を図ることとしており、来年1月の工場完成に向けこれから建築が進められていくもので、今回の企業立地により富県宮城の実現に向けさらに加速するものと考えております。

本臨時会へ提案いたしました案件は、3件であります。

議案第43号は、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約の変更についてであります。

議案第44号は、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更についてであります。

議案第45号は、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約の変更についてであります。

以上、議案3件を提案いたしますので、原案のとおりご可決を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い

い申し上げます。

日程第3 議案第43号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負
契約の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第43号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事
（建築）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（建築）の請負契約の変更について。

令和4年7月28日、条件付一般競争入札に付し、同年8月12日、議会の議決を得、株式会社橋本店と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の金額。変更前3億2,010万円、変更後3億3,370万7,000円。

当該工事につきましては、令和5年8月1日、工事請負契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第43号別紙図面で工事の概要と変更内容等についてご説明いたします。別紙1をご覧くださいと思います。

別紙1枚目につきましては、工事の概要及び鉄骨工天井受け下地追加図になります。

初めに、工事の概要につきましては図面の左下に記載しております。学校給食センター本体部分につきましては、鉄骨造平家建て、延べ床面積792.70平方メートル。渡り廊下が、鉄骨造平家建て、延べ床面積94.59平方メートル。エレベーター棟、鉄骨造3階建て、延べ床面積61.39平方メートルについての新築工事となっております。

工事の施工場所につきましては、大衡村大衡字爪木地内、中学校敷地内です。

工期は、令和5年9月8日までとなっております。

次に、主な工事の変更内容についてご説明いたします。

別紙1及び別紙2の鉄骨工天井受け下地追加図になりますが、当初設計において地震時における天井の落下防止対策として振れ止め金具の設置を計画しておりましたが、施工計画の検討をしている中で換気ダクト等の設備が振れ止め金具に干渉してしまうおそれがあったこと、また供用開始後の維持管理上も考慮し、赤色着色のとおり鉄骨下地を追加施工するよう変更するものでございます。この変更の関係で約700万円の増額となります。

また、別紙3及び別紙4の撤去工になりますが、当初別発注の外構工事で施工を予定しておりました乗り入れ通路部の除根や、別紙4の部分の花壇、アスファルト等の既存構造物の撤去工事について外構工事を令和5年度の発注の後契約としたことから、当該工事を建築工事に追加をして前倒し施工することとしたものでございます。この工事の関係で約520万円の増額となります。

また、図面はございませんが、地盤改良工につきまして当初想定した支持地盤が実績として浅い箇所にあったことから、一部減額変更をするものでございます。この関係で約110万円の減額となるものでございます。

以上のことから、請負金額を1,360万7,000円増額し、3億3,370万7,000円とするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 質問をさせていただきます。

先ほどの議案の説明で変更契約を締結したいので議会の議決を求めますとなっておりますが、工事は既に終わっていると思うんですけども、それでも変更契約をこれからするという理解でよろしいのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工事の施工につきましては、今お話しのとおり実施済みでございますが、変更契約につきましてはその内容を踏まえて8月1日に仮契約を締結しております。本日承認を求めるものでございます。

工事を進める上で工事内容の変更というのは多くの工種でございまして、その都度事前に承認をいただくとなった場合に工事の中断期間が長くなり工事の進捗も大幅に遅れることになるため、一定の変更につきましては村の監督職員と現場代理人に権限が与えられ、その都度変更協議を行っているものでございます。しかしながら、そういった変

更の内容等が生じた場合につきましては、今回のように工期が長い工事等につきましては議会に対しても適宜説明の機会を捉えて説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今、現場代理人とかに権限が付与されているというお話もございませけれども、お金の絡む話でございまして、それには増額とか何かとなる、今回全体として1,300万円ほど出ていくというお話になりますので、この辺からするともっと議会に対してそういう中身についてもっと報告といいますか、そういう事前説明といいますか、そういうものをすべきでないかと思いますが、いかが考えておりますか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご指摘のとおり、今回のように工期が長い工事でございますのでこれまで説明する機会もあったかと思っております。その都度、その時点で変更が生じた内容につきまして適宜説明等させていただくということも必要ではなかったかと考えます。この点につきましては、今後同様の工事があった場合につきましては留意して説明の機会を捉えて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今後そういうことがある場合は、工期が長い場合等につきましては産教常任委員会とかもありますので適時報告とかをしていただきたいと思いますと考えております。

あと、先ほどの説明で天井受け下地ということで金額については説明がなかったと思っておりますけれども、当初の計画の方法では先ほどのお話では振れ止め金具が要は干渉するということで変更したということですが、設計ではそれで安全だということで承認されて、やり方については、なったのではないかと私は思うんですけれども、どうしても変更しなきゃいけない理由というのはそれだけなんですか。お願いします。

議長（高橋浩之君） 一応、本案件に関しましては3問までの質問ですので、後はなければ担当課に振りますけれどもよろしいですか。（「はい」の声あり）

都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） その件の変更の部分につきましては、約700万円の増額となっております。当初の設計の部分のところでは、安全上の部分はもちろんなんですけれども、地震時の振れ止め対策ということで計画上はその形で地震時の振れ止め対策が整うと設計していたものでございませますが、発注後各業者による詳細な施工計画、施工図を

作成した段階で振れ止め金具とダクト類が干渉してしまうという箇所が多く確認されたことから、今後の維持管理も考慮して、また天井材の落下防止の安全上の向上も図られるということから、振れ止め金具ではなくて1.5メートル以内のつり物金具での施工に変更したものでございます。

議長（高橋浩之君） 今回のみ……（「3回目」の声あり）4回目ですから。今後気をつけてもらうためにですけれども、1問だけ追加を許します。

3番（鈴木和信君） 大変すみません。ありがとうございます。

今、後藤課長からお話のあったことで一応内容的には分かりますけれども、当初設計したのがそういう話ではちょっとうまくなかったのではないかという誤解を招くこともあるのではないかと思うんですよね。ですから、最初の設計のときに十分に精査をしていただいてそのようなことが起きるかどうかを確認をしていただいて、できる限り変更しないで計画どおりに進めないと最終的には1,300万円というお金が出ていくわけですよね。出ていくということは、これは税金とか何かということになりますし、いろんなことを考えたときは入札をいただいた金額で終わるようにしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、実施設計時におきましても、ある程度施工方法を検討した上で設計の成果をまとめる形にはなりますので、設計時におきましてもでき得る限りその施工時のことも想定して設計をまとめるように今後コンサルタントにも指導してまいりたいと思います。ただ、実際のところ詳細の施工計画につきましては、工事発注後仕様書を基に請負業者が工種ごとそれぞれの専門の施工業者と協議しながらまとめていく部分もありますので、その中で当初設計の変更という事例もどうしても出てくることはあり得ますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、でき得る限り施工上のことも想定しまして変更という部分があんまり起きないように、業者のほう、しっかりと成果の照査、チェックも指導してまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 議案第43号、44号、45号とありますけれども、このタブレットだけではちょっと詳細が分からないので、いずれ公共事業は写真管理も行っていると思います。その変更した部分に対しての写真等を添付できますか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、後日でよろしければそのポイントを絞った形で提供させていただくことは可能と思います。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） これだけの金額を変更したならば、たったタブレットだけで皆さん理解できないと思いますよ。やっぱりもう進行しているわけですから、ここはこのように設計変更しましたと云々というのをやっぱり写真等を添付できないと、これ、私は審議できないと思いますけれども、課長、どう思いますか。いずれ、村長もどのように捉えているか併せてお聞きします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 非常にその変更の内容が分かりにくいという部分につきましては、ちょっとその辺、工夫する必要があるかと思います。その辺はできるだけ分かりやすく説明するにはどうしたらいいかという部分はちょっと今後留意しながら、ご理解をいただけるような形で資料の作成方法等々を留意してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋浩之君） 今、遠藤昌一君から村長のお考えをとということでございましたので、村長。

村長（小川ひろみ君） 今、課長からも話がありました。やはり遠藤議員の言うとおりのタブレットのこの計画書、こういうものだけではなかなか分かりにくい、そういう部分もお話がありました。今までまだ写真の添付ということはしたことはございませんでしたけれども、今後そういうものが可能であるのか、そういうものもこちら執行部側としても考えながら皆さんに分かりやすいように詳細にできるのか、そういう部分も鑑みてこれからやっていけるものかを考えていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 村長、写真添付するのに可能とかそういう考えはおかしいと思うよ。これだけの計画変更している中で証拠も何もない、ただタブレットを見て議決をお願いします、これで皆さんが納得していると思いますか。もしですよ、これが議会で議決、承認できなかつたらどうなりますか、この事業。どこまで考えているんでしょう、皆さん。お聞きします。

議長（高橋浩之君） それでは、村長。

村長（小川ひろみ君） 結局、変更前と変更後ということになります。今回の議案がご可決しなければ、これから変更していた部分をきちんとすることができなくなると思いますので、そういう部分も考えながらこれからやはりそのところができるのか、そういうことを各課、そういうものを考えながらやっていきたいと思っているところでもございます。

議長（高橋浩之君） 次、細川運一君。

8番（細川運一君） 鉄骨の下地追加というのを業者から提案というか変更の申出みたいなのが多分あったと思うんですけども、それはいつだったんでしょうか。そして、村がそのとおり変更したほうが良いという決断をした時期をお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 申し訳ございません。明確な日付等はちょっと押さえてなくて申し訳なかったんですが、施工計画を計画している段階でしたので、もちろん着手前、図面作成している段階だったので、工期でいえば早い段階だったと思います。

議長（高橋浩之君） 細川運一君。

8番（細川運一君） 5月でしたか、記憶がはっきりしないんですけども、全員協議会でこの給食センターの工事の工期が延長されるということで、その要因は何かというとキュービクルというんですか、その容量不足というようなことで議会は説明を受けていたんだと思います。この時点では、この下地追加ということは問題意識として村としては認識はしていなかったという理解でよろしいんでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 問題意識として意識していなかったかと言われるとあれなんですけれども、変更の要素としてはその時点では明確に分かっていたことですので、説明不足であったとは認識してございます。申し訳ございません。（「了解」の声あり）

議長（高橋浩之君） ほかにございませんか。小川克也君。

4番（小川克也君） 説明でも変更理由、埋設物の撤去追加または鉄骨下地の追加、地盤の改良工事の減額と3つあるわけでありますが、今回の埋設物撤去に当たって給食センター整備、その調査、どのような調査を行ってきたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 既存の施設管理図面で確認をしながら、現地の目視を確認しながら調査設計をしてございました。ただ、その部分で分かり得ない部分といたしまして、

プレハブの校舎の部分でしたりあとは渡り廊下の下の部分、地下の部分のところで図面では分かり得ないもの等が地下の埋設物として出てきた部分がありまして、そういった部分につきましては工事着手後、掘削後に分かったという部分があったものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） そのような調査をしても工事をしていく上でやはり分からない部分が出てくるかと思えます。しかし、今回議案3つとも、鈴木和信君も申し上げましたが、多額の金額でございます。村民も、工事をするに当たってまた増額かという声もやはりちらほら聞こえてきます。繰り返しになりますが、今後極力、できる限り、同じになりますが変更のないような取組が今後必要かと思えます。その辺、村長にもお伺いしたいなと思えます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まさにご指摘のとおりだと思います。まず、事前に調査できる部分につきましてはしっかりと事前に調査を行いまして、ということはもちろんですけれども、また設計時におきましてもしっかりと設計会社で会社内での照査、チェックもしっかりするように指導してまいりたいと思えます。そういったことで変更の要素という部分は減らすことができると思えますので、そういった部分はしっかりと設計業者に対しても強く指導する必要があると認識してございます。ただ、どうしても工事の関係で進めている中で、事前の調査も難しい部分のところだったり施工を進めていく中で変更をしなければならない、施工計画の詳細を詰めていく中で変更がどうしても出てしまうということもご理解をいただければ幸いに存じます。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 今都市建設課長が言ったようにそれに尽きるわけでございますけれども、やはりこのような事案が起きたこと、とても残念でなりません。やはり業者としても追加すればいいものなのかという部分では違うと思えますので、これからもその業者に対してのいろいろなことをどのような形で指導していくものなのか、こちらとしてどのようにしていくのかということも考えていながらやっていきたいと思っております。

また、一番、給食センターというのは子供たちに安心・安全な給食をとにかく届けることだと思っております。そういう部分においてもこの今回の議案、3つの議案についてご理解をいただきたい、そのように思っているところでもございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 最後に、約5,000万円までいかないと思うんですが3つの議案、そのお金の出どころ、最後にお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 今般の給食センター整備事業の大部分については、第9条の交付金、基金積立てで充当する予定でございました。残りは起債と、あとその残りが一般財源となっておりますので、今回の変更増額分につきまして起債の変更協議も必要になってきますので、可能であれば起債を充てて残りは一般財源で対応するというように考えております。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

6番（赤間しづ江君） 3つの議案の終わりにお話ししようかと思ったんですが、総額で4億8,800万円、建築それから機械設備、電気、外構も含めるとこれだけの金額が必要になる。全員協議会とかできちんと財源、どういう予算の積み上げがあつてどのぐらいの金額が必要になって財源の手当てをどうするかということと考えたら、この本会議一発でというのは非常に、何というんでしょうか、乱暴な印象を私は受けました。なぜ全員協議会で説明なさってくれなかったんだらうか。7月27日、産教で現場の視察があつたようです。そのときの資料を見ますと、7月中旬現在の進捗、建築で95.57%、それから機械設備で83%、電気設備では97.9%、これだけの進捗を見ている状況。今回建築では仮契約を8月1日という説明なんですけれども、確認ですが、この期間中に手続をして予定された工期の期間内にこれは終わらせることができるのかどうか、その辺を確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回変更させていただく内容につきましては、既に工事施工が終わっている部分がほとんどとなっております。今赤間議員がおっしゃられたとおり産業教育常任委員会時点での進捗率は進んでおります。工期につきましては9月8日までの工期となっております。この9月8日までの工期につきましては完了させる見込みとなっております。予定ですと本日電気の通電も予定しております。来週以降その電気の通電が入った後、各種試運転等を行いまして問題点がないかを確認しながら今月末には各種建築確認ですとか消防の検査なんかも受けて工期までに検査を完了させたいというようなスケジュールとなっているものでございます。

議長（高橋浩之君） 赤間しづ江さん。

6 番（赤間しづ江君） 村長がおっしゃるように、子供たちの安心・安全な給食をと言われるすと非常に私たちは弱いんです。やっぱり子供たちの期待に添えるような形で何とか進めてあげたいというその気持ちはあるんですけども、この給食センターの建築工事に関しましてはあまりにもいろんなことがあり過ぎます。これは猛省していただかないといけないと思います。全員協議会で全議員が共通認識に至った説明をきちんと受けた上での今回の審議ならともかく、非常にお粗末と言わざるを得ません。その辺ももう一度村長に改めて答えを聞きたいと思っております。（「最初からつまずいた事業だ」の声あり）

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 全協の開催ということで説明がなされるべきではなかったかということでございます。そういうことも考えてはいましたけれども、この3つの今回の議案、最終的にはどこで今日に至るまでになったんですけども、どこで本当にしっかりと最終的な金額が出てきてやっていくかということが明確でなかったということが事実でございます。それでここまでになってしまったということになります。今回こういう事案が本当に給食センターについては最初からいろいろなことがございまして、やはり皆様にも本当にご心配そしてご迷惑をおかけしたことは重々私も本当に大変申し訳なく思っているところでございます。本当にこういうことがもう二度と起こらないよう、そして職員も気を引き締めまして、またいろいろな大きな事業のときはやはりその課だけでやるのではなくて、やはり給食センターであれば学校教育課そして給食センターそして都市建、そういうもののグループみたいな形で協議を、共通した認識をするような形でこれから持っていきたい、そのように考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。（「起立採決すればいいんだ、起立採決」の声あり）したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第44号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第44号、議案書2ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（機械設備）の請負契約の変更について。

令和4年7月28日、条件付一般競争入札に付し、同年8月12日、議会の議決を得、株式会社晃和工業と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の金額。変更前2億1,226万7,000円、変更後2億3,896万4,000円です。

当該工事につきまして、令和5年8月1日、工事請負契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第44号別紙図面で工事の概要と変更内容等についてご説明いたします。別紙1をお願いいたします。

別紙1につきましては、工事概要及び仮設切替え工の図面になります。工事概要として、建築面積及び工期等につきましては建築工事と同様でございます。資料のとおりとなっております。変更理由ですけれども、工事の主な変更内容についてでございますが、別紙1が埋設配管撤去・再敷設図①、講堂への給水管の図面になります。及び別紙2につきましては、埋設配管撤去・再敷設図②、消防用水槽の給水管の図面になりますが、それぞれの図面の赤い色、着色の箇所になりますが、既存施設の管理図面にない配管等の地下埋設物が掘削時に確認されたため、工事を進めるに当たり埋設物の撤去及び再敷設が必要となったことから当該工事を追加したものでございます。この工事の関係で約140万円の増額となっております。

次に、別紙3をお願いいたします。こちらは、仮設の排水管敷設図・撤去図になりますが、既設埋設管につきまして管理図面がなく埋設位置等が不明であったため、試掘等の調査による工期の遅れが懸念されたことから、工事に影響のないスペースを利用した

仮設排水管の追加施工が必要となり、また既設管の撤去・処分が必要であったことから当該工事を追加したものでございます。この工事の関係で約580万円の増額となります。

次に、別紙4をお願いいたします。衛生器具設備工、給水・給湯配管図になりますが、衛生器具設備工の新設水栓につきまして、当初設計上、計上不足が確認されたことから追加するものでございます。この工事の関係で約590万円の増額となるものでございます。

次に、別紙5になりますが、排水処理施設設備工、除害設備の設置工事になりますが、この工事におきまして土質の関係上工法の変更が必要になったものでございます。この工事の関係で約250万円の増額となるものでございます。

別紙6及び別紙7になりますが、空調設備工事におきまして除雪の影響を考慮し室外機に除雪フードを追加し、また室外機からの露出保温配管の保護の鋼板製化粧カバーから高耐久鋼板に変更するものでございます。この工事の関係で約160万円の増額となるものでございます。

また、ちょっと図面にございせんが、雨水排水処理におきまして既存雨水排水処理の切替え工事が必要となり、この関係で約370万円の増額となるものでございます。

また、新設雨水管の流末の排水処理工事が必要となり、約290万円を追加するものでございます。

以上のことから、請負金額を2,669万7,000円増額し2億3,896万4,000円とするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 何か質問が議題に沿わない方法でやっているんで質問するのがおかしくなってきましたけれども、現在今提案されているのは約1割の工事の増額ということになります。その中で、遠藤昌一君が言ったようにこの図面だけでは全然分からないような金額を今ここで説明されて審議するという、「無理」の声あり）ちょっとタブレットに頼ったということで、これからやっぱりそういう説明を本当に金額、重要な部分だけでも結構ですから出すような方向でやってもらわないと、ここでこの図面を見せられたってちょっと分からないなと思うのが普通だと思います。ただ、何でこのように部分的には小さい270万円、300万円とかという金額の積み重ねですけれども、何ゆえにこういうふういろいろな点が追加という形で出てくるのかということで、基本的なことで

すけれどもお伺いしたいと思います。設計上は見られなかったことが新たに出てきたという解釈なんでしょうけれども、その辺の経緯をお願いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、説明の在り方につきましては非常に分かりにくいということで、今後その説明の在り方につきましていろいろ改めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それと変更の関係なんです、それぞれの工種の部分でそれぞれの理由があるんですけども、まず既設部構造物の撤去工事関係につきましては、先ほどの理由とも同じ、重複するところもあるんですけども、実施設計時におきまして基本的には管理図面を基に設計をしております目視による現地調査をしながらやった部分ではございますが、それで分かり得なかった部分のところで配管関係、埋設関係の盛り替えですとか撤去工事が出てきたという部分もございます。また、水栓関係、衛生設備関係でございますが、こちらは当初設計時の計上漏れの部分もございまして増額になっているという部分もございます。また、除害設備の土質の変更の関係になりますけれども、こちらにつきましては調査時の段階でボーリング調査を実施しておったんですが、あくまでサンプリング的にピンポイントでやった部分ではなかったので、実際の掘削をやってみたら土留めの部分に施工が困難な部分があってオープンカットに変更したという部分もございます。こちら、建築工事のほうでもご説明させていただいたボーリング調査の部分とポイント、ポイントでちょっと土質が変化していたという関係で変更になった部分もございます。それと除雪対策の部分、除雪フードの追加ですとか屋外設備の配管の保護の関係でございますが、こちらにつきましても結果的には当初から計画できた、十分に計画できた部分もあったのではないかなと考えてございます。それとあと雨水排水処理の関係でございますが、こちらにつきましては既存の施設の地下の部分の調査が難しかったという部分もございまして、ただ新設の部分につきましてはその当初の設計の考え方が不十分で設計の計上漏れがあった部分もございました。そういった理由の中で今回、先ほどご説明させていただいたとおりの変更の経緯となったものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 後から分かることについてはしようがない部分もありますけれども、ただ中学校なんかの場合、いわゆる排水管とか給水管の設備の渡り廊下とかについても本来であれば何か資料が残っているべきものなのかなという気もするんですが、そうい

ったものは学校関係のやつではなかったと考えてよろしいんですか。よく一般の水道でも、水道管のいわゆる埋設の図面なんかを詳細に何回も書き直して作っているという現状があるわけです。そういったものでは、建物の管理として中学校など大した……、そんな学校そのものの工事なんて毎回やるものではないので、やったものについて資料としては残っていない、残っていなかったからこういった結果になったと考えていいんですか。渡り廊下なんかそういったものですね。あともう一つ、今課長が言ったように、除雪フード、やっぱりあそこは吹きさらしのところなので、そういったものは今おっしゃったように最初に検討すべきものだったなとは思いますが、地盤のものについてはよく分からないと言われるのがどこの工事屋でも出るんですけども、今回あまりにもこんな感じが多いのは設計屋で最初につくったいわゆる地盤調査とかそういった面が雑だったんでないかなという気がするんですけども、その点はどうでしょう。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、施設の管理図面の関係なんですけど、既存、残っている部分で実施設計時は調査をかけたまま実施したという形でございますが、その図面にちょっと掲載されていなかった部分があったというのも事実でございます。それとあと除雪フードの関係は、ご指摘のとおりいろいろ当初の段階で十分に検討して当初から入れるという方法もできたのではないかなと考えてございます。また、その設計の成果の部分でございますが、やはりちょっと当初の設計から盛り込むべきではなかったかという部分の工種も多々ありまして、そういった部分につきましては設計成果を納品する前に会社の段階で、会社のほうでしっかり成果品の精査、チェックをしっかりと行って、そういったことの防止というものに努めるように強く指導していかなければいけないと考えております。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。（「はい」の声あり）次、遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 間違っていたらごめんなさい。課長、図面はなかったけれども当然資料も、先ほど話をした現場の写真の添付もない中で、何だか370万円だかの追加の説明があったんですけども、やはりこういうものも金額は多かれ少なかれ、何の証拠もないただ口頭だけの説明、繰り返すけれども、これじゃあ、俺、議員たちは納得しないと思いますよ。今までは、私も過去に今までこういう件に対してあんまり質問した記憶はありません。だけれども今回の場合、設計変更があんまり大きい中で、繰り返すけれども、タブレットだけの説明で、これ、議員ら理解しますかね。やっぱり今後気をつけてもら

わないと、少し配慮してもらわないと。どうですかね、課長。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほど申し上げましたとおり、説明が分かりにくいという部分につきましてはしっかり反省させていただいて、今後の説明の在り方という部分はタブレットの部分だけではというところを今ご指摘いただきましたので、そういった部分についてはどういった分かりやすい説明がいいかという部分はしっかりと考えていきたいと思えます。また、先ほど赤間議員からもご指摘ありましたとおり、内容によっては議会全員協議会での事前の説明というようなご指摘もございました。また、先ほども答弁させていただいたんですが、今回のように工期が長い場合につきましては適宜説明する機会を、タイミングを捉えてその時点、その時点での説明というものも必要ではなかったかなというところで反省するところもございまして、今後そういった部分につきましては改めて対応していきたいと思えますのでご理解いただければ幸いに存じます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。次、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 各議員から審議できるような資料がないということですよ。要は、図面だけをもってこれで5,000万円からの変更契約に対して異議ございませんかと言われても、内容を審査する資料不足でございます。これでは我々議員として審議は難しいと思えますが、議長、どう考えますか。村長、どう考えますか。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 今様々な質問、本日、議員の皆様からいただいております。やはり、本当にこんなにも変わっていくものなのかと私自身も本当に残念でなりません。そんな中でやはりこのような事例、こういうことが今後ないようにするためにも、先ほども申しましたけれども、また課長からも答弁がございましたけれども、やはりきちんとした説明、そしてあと図面もこのタブレットの中だけではどのように変わっていったのか、どのように何が違ったのか、そういうことも明確に分かるものではないということも私も感じたところでもございます。

ただ、先ほども言いましたけれども、やはり夏休み明けに子供たちに安心・安全なおいしい給食を食べさせたい、そこのところの私の気持ちでいっぱいあります。そういう部分も含みまして、皆様から今回、簡単なことではないのは重々承知ではありますけれども、子供たちのことを考えた上で皆様からご理解をいただきたい、そのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 子供たちのことを考えてという話ですが、まさにそれを言われると、先ほど細川議員も言ったような気がしますけれども、赤間議員だっけか、そういうふうに言われると非常に弱いんですけども、我々村民の代表としてここに来ているわけで、その内容が不十分だと我々も帰ってから説明ができなくなるんですよ。こういう状況で今後そういうようなことのないようにやるということですけども、先ほど来出ているように図面一つで5,000万円の変更契約を認めて異議はございませんかと言われても、これは答えも何もできません。ですから、私はこういう中身でなくてももうちょっと先ほどのこの図面、第44号の別紙というのは1から7までございますよ、それで口頭で説明されて140万円だ590万円だ何だと言われて、それで異議ございませんかと言われてはいとは言えないんじゃないんですかということ、村長、私は言っているんですよ。だから、やっぱりこういう資料もきちんとそろえ直して仕切り直し、出直しをしたらよろしいんじゃないですかと思うんですけども、どうでしょうか、村長。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 今の時点でこれをまた延期といいますか延ばしますと、本当に夏休み明けに子供たちに給食の提供はまず難しくなっちゃいます。そうでなくてもいろいろなことがありまして2か月遅れているという、本当は夏休み後に提供できるのが10月になるということになります。その2か月も遅れている部分も取り返すことがまずできないという工期の時期になっております。そのところも本当に私も苦しいです。本当に鈴木和信君の言ったとおりやはり何については幾ら、何については幾ら、こまくやっていけば何千万円というお金になるわけです。ちりも積もれば山となるという形でやはり大きな金額になってまいります。それも本当に私も重々、今回このようになることが何でなんだろうということが本当に残念でならなかったということが私の気持ちでもございます。これからこのようなことがもう二度とないように、そして皆様にも分かりやすい説明、そういう部分にも努めてまいりたいと思います。そういう部分を酌み取っていただきまして今回お認めいただきたい、その気持ちでいっぱいであります。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 村長の気持ち、非常に分かります。そのように我々も今後ないようお願いをしたいところでございます。一応、図面を見せていただきましたが、別紙4ですか、別紙4の図面でございますけれども、こちらは給水・給湯の配管ですけども、先

ほどの説明では、大分、この赤くついているのを新たに設置するということですが、これは最初から給水のそういう施設はついてなかったと理解してよろしいのでしょうか。もしかしたら、ついていなかったということはそこからお湯も水も出ないということであれば最初から設計のミスのように思われますが、後藤課長、いかがでしょうか。（「3問目です」の声あり）

もう一つ、最後なのでもう一つだけ言わせていただきます。先ほど後藤課長から空調設備の除雪フード、これもついていなかったということですが、役場だって新しくできたところにはちゃんと除雪フードがついていますよね。通常設計するときは、こんな寒冷地仕様のところで除雪フードがないということはあり得ないはずだと思うんですけども、当初の設計からついていないということはその辺については設計事務所のほうで落ちたのかどうか。そういうものについては、なぜ落ちてしまったのかということで私は非常に疑問に感じますが、3問目なので一応その辺についてよく検討していただきたいということと、村長の気持ちはよく分かりますけれども、さっき言ったとおりこれからは一切こういうことのないようにするというお約束をしていただいたと思いますので、私の3問目の質問は以上とさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の水栓の部分でございます。別紙4の部分でございますが、この赤字と青字、着色された部分につきましては当然当初の設計の段階で計上すべきものでございましたが、発注時の仕様書上ではこの部分が仕様書から抜け落ちていたところが現状となっております。また、除雪フードの部分のご質問でございますが、この部分につきましてもご指摘のとおりこの大衡の地域、大雪の状況というのを勘案しますと当初からあったほうがいいのではなかったかという部分につきましても、やはりそういった部分のご指摘はあろうかと思えます。この辺に関しては、村としてもこういう地域でございますのでそういった部分について業者に対してしっかり指導する必要もあったかなという部分で反省する点もございます。この2点につきましては、やはり設計成果をまとめる上で成果品の精査、チェックの部分が不十分であった部分があったんだろうと思えます。先ほども申し上げたとおりでございますが、業者にはそういった成果品を提出する上でしっかりと会社内での精査、チェックの部分を十分に行うよう今後強く指導してまいりたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 次、石川 敏君。

11番（石川 敏君） 各議員、いろいろ質問いたしましたので同じような質問になってしまいますけれども、今回のこの機械設備の工種についてもいろんな工種が結構あるんですね、追加の部分が。なぜこんなにも多岐にわたった工種で追加分が出てきたんだろうと思うわけです。それで、こまい点ですけれどもちょっと確認したいと思いますけれども、今鈴木和信君が質問されたこの給湯・給水栓、当初の仕様書で漏れていたというような今答弁だったと思うんですけれども、実際に最初の当初の設計ではどの程度の数を計上していたものかどうか。実際の数ですよ、どの程度の数が設計されていてそれでどのくらいの数が不足ということが判明したのかどうか、こまい点ですけれども数というのは具体的にどのぐらいの数になりますか。工事をやっていてこういう事態になったんでしょうけれども、実際にこういった不足というかこういうことが判明したのはいつの時点なものか、変更が必要になったと、追加が必要だと分かったのは。工事管理業者がいるはずです、施工管理の。ですから、この請負業者と工事管理の業者間のやり取りの中でどのような経緯でもってこういうふうになったものか。非常に今回の件については多岐にわたる変更、追加ですので、通常はあり得ないことじゃないかなと思いますので、まず細かい点ですけれども最初の点から確認させてください。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の数のお話でございます。具体的な数につきましてはちょっと押さえておりませんが、図面に表示のとおり厨房設備に係る水栓の部分のほとんどが当初の計上から漏れていたということでございます。あと、その部分が判明したのはいつかという部分でございますが、先ほどのご質問、鉄骨下地のご質問もあったのと同様になります。発注してから工事業者では仕様書、図面等のチェックをかけてから施工を行うような形になりますので、そういった形をチェックしている中で判明したものと認識してございます。そうですね、あとは工事業者と管理業者のやり取りの部分につきましては、定期的に月2回の定例会議、あとまたそれぞれの工種に応じて分科会という形で実施して小まめにやっていますので、そういったところからいろいろやり取りがあったと認識をしているものでございます。

議長（高橋浩之君） 石川君。

11番（石川 敏君） ちょっと最初の質問で質問すればよかったんでしょうけれども、工事管理の業者というのは実施設計を担当した業者だったのでしょうか。その辺もちょっと説明願いたいと思います。

今回、建築、機械設備それから電気、いろんな種類にわたっての変更ということで、実際の給食センター工事全体の完了時期、先ほど9月のいつまでということの工期ということのお話がありましたけれども、きちんとその工期終了まで工事完了ができるのかどうか。ちょっと心配にもなりますよね、こういう事態が続くと。給食の提供が10月、学校の2学期開始からというような予定になる見込みですけれども、その辺の見通しというのは大丈夫なのでしょうか、どうなのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1点目の工事の管理業者は実施設計を実施した設計会社でございます。あと、実際の工事の完成時期9月8日工期となっておりますが、先ほどご質問いただいて答弁させていただいたとおりなんです、本日の予定で受電を予定しております。来週以降設置した各種機器関係の試運転関係をはじめる段階となっております。今月末には各種建築確認ですとか消防関係の検査を受けて、その翌週が工期になります。村の検査等を踏まえて完成させるという段階で、9月8日の完成に向けて進んでいるところでございます。

議長（高橋浩之君） 石川 敏君。

11番（石川 敏君） いろんな追加の金額、4,800万円を超える金額ですよ。もう普通ではちょっとないんじゃないのかなという思いがするんですよ、こういった途中での変更。それもやっぱり当初の実施設計の内容に起因する部分が大分原因として出てくるんじゃないのかなと思うんですよ、今回のこの変更に当たっては。従来、電気設備関係の部分もありましたけれども、それだけにとどまらずいろんなこういう部分で出てくるということは実施設計そのものが適切だったのかどうかということも問題だと思うんですよ、実際には。ですので、やっぱり村として実施設計をやった業者との、何というんでしょうね、いろんな話し合いなり協議なりやっぱりきちんとすべきだと思うんですよ、こういった事態を招いたわけですので。そういう部分についてどのように考えるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まさにご指摘のところがあると認識しております。村としても、しっかり、まずもって9月8日の完成に向けてしっかり工事を完成させて予定どおりの供給をまず進めるということを優先させながら、設計の関係につきましては現在もまたその内容、要因等について村の内部で精査をしているところでございます。そういった精査の内容の結果を踏まえながらしかるべき対応をしていきたいと考えてございます。

議長（高橋浩之君） 次、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、議員方の質問をずっと聞いておりました。私もみんな同感でございます。本当に今回のこの変更に関してはあまりにも多過ぎて、本当に啞然としていたところでございます。設計変更というのは、これはこうした工事をする中では少しぐらいは出てくるものかなとは思っておるんですけども、このように多く出てくるというのは出発点から少しおかしいんじゃないかなと私は思ったんですよ。つまり、この設計会社が問題ではないかと。こんなにも設計変更が出てくる。今質問された鈴木和信君が質問したように最初から漏れていると。大体厨房の中にこういうものが入る、給水栓や給湯栓が入るといのはこれは当たり前なことなんですよね。それが最初から抜けていたとなっていたらこれは本当に何だこの設計屋だと思いますよ、誰でも。そういう点、これからどうなんですか、村長、こういう設計をされる設計屋。私は名前を出しませんけれども、どう思うんですか、村長。ちょっとお聞きします。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） やはりこの設計業者、先ほど課長も言いましたけれども、あるべきことではない事例だと私も今回本当に感じております。文屋裕男議員の言ったとおり、本当に最初からこれが考えられないようなミス、それが起こったということになります。本当に残念でなりません。そういう部分も感じながら、これからやはりこの一般競争入札、そういう部分についても考えていかなければならないこともあります。そういうことも課内といろいろな部分で話し合いをしながら、やはりこういうことが簡単にあって増額すればいいという問題ではないので、こういうことのないよういろいろと精査して、このようなことが二度と起こらないように、先ほども言いましたけれどもそのようにするという気持ちでいっぱいでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） この前の話、全員協議会の中でもお話があったんですけども、この設計屋というのはそのほかのこうした給食センターなりの設計もなさっているという、そういう前例があるわけなんですよね。何でその設計屋がこうしたミスをされるのかというのは本当に不思議でならない。大衡村のこの給食センターを造るときに、設計するとき、必ず必要なものでさえも見落とすというような設計屋だということになると、私はたとえ一般競争入札であってもそういう設計屋にはやっぱり参加してもらっては困るんじゃないかなと私は思うようになってきたんです、今。どうしますか、村長、もしこ

れからこういうことがあったとき。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 設計漏れまたは計上漏れですね、こういうようなことがこのようにたくさんあったということは本当に残念でなりません。それから、あるべきものではなかったということも重々本当に私も感じているところでございます。これからこういうことをいろいろ、このような事例がどのようなことで起こったものなのか、そしてそういうものを調査して、しかるべき処置、そういうものをしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 埋設物があった、あるいは全然前から知ることのできなかった排水管があった、そういうことで変更になりますよ、それは分かります。そうしますと、やはりその分についての工事費というのはやっぱり加算してくるというのは分かります。私、こういう経験をしたことがあるんです。実は、大森地区のある沢の排水施設を造っていただいたんです。その排水施設を造ったときに、あるところに構築物があったんですね。ところが、その構築物があるというのを上から見ても分かるんですけども、上から見れば構築物というのがあるのは分かるんですけども、その下がどのようにになっているかは土の中ですから分からないわけですよ。それもしばらく前に造ったものですから、設計図なり何なりどこへ行ったか分からないと思うんですけども、いざ掘ってみたらその構築物があるために少し移動しなければならない。つまり、そこの地権者のほうに入っていかなきゃならない。そうすると、設計を変更してそこの部分をもう一回測量し直ししてそこの部分について買収しなければならないというような状況になってきた。そうしてくるとどうしたかという、その地権者の土地をその村有地の中に入るくらいになって直しているんですよ。ということは、設計変更じゃなくて地権者にその負担をかけたというような状況にするときもあるんですよ。ですから、そういうふうな前例があるのに、こっちのほうだけは全部あれだと。私は何を言いたいかというと、これは設計者、この設計事務所、そこの責任とすべきではないのかなと。例えば、今回のようにこのどうしても前からなくてはならないような給水管とかそれから給水設備とかそういうのが最初からないというのは、私はそういうことは設計屋に責任を持たせるべきでないのかなと思うんですけどもね。村長、どうなんですか。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども申しましたけれども、やはり文屋議員が言っているように本当に設計業者の責任ではないかという部分も考える部分もあるかとは思いますが。ただし、今回このところでそういう部分でやっていますとなかなか難しい部分がありますので、これからこの事業が終わった段階でこれからあるべき処置、そういうものを考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。様々なご意見がございましたので、この採決は起立採決で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

議長（高橋浩之君） 起立少数です。半分です。（「5人」「議長が判断」の声あり）

それでは、起立そして起立されなかった方、同数でございました。同数ですので、議長判断として、議員がこのぐらいの意見を述べているということもございます。この本案は、私も否決したいと思います。

よって、起立少数、本案は否決されました。

ここで、休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時25分 再 開

議長（高橋浩之君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第45号 令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約の変更について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第45号、令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。議案書3

ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村学校給食センター整備工事（電気設備）の請負契約の変更について。

令和4年8月30日、指名競争入札に付し、同年9月16日、議会の議決を得、福興電気株式会社と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の金額。変更前9,174万円、変更後1億26万2,800円。

当該工事につきましては、令和5年8月1日、工事請負契約の仮契約を締結しております。

続きまして、議案第45号別紙図面で工事の概要と変更内容等についてご説明を申し上げます。

別紙1をご覧くださいと思います。工事の概要及び動力設備工の図面になります。建築面積及び工期等につきましては、建築工事と同様でございます。資料のとおりとなっております。

工事の主な変更内容についてですが、別紙1につきましては動力設備工になりますが、キュービクルのトランス容量の変更、200から300ケーブルイヤーに変更になったことに伴いまして、各種動力幹線のケーブルのサイズアップ等が必要となり変更するものでございます。この変更によりまして約170万円の増額となるものでございます。

次に、別紙2、構内既設配線・配管撤去図及び別紙3ですけれども、構内配線・配管敷設図になりますが、既設施設の管理図面に表示のなかった講堂系統のケーブルやハンドホールが地中配管理設されているのが確認されまして、工事を進めるに当たり講堂への動力幹線の盛り替えが必要となったものでございます。別紙2が既設埋設管の撤去図で、別紙3が講堂への新たな配線・配管図になるものでございます。この工事の関係で約230万円の増額となるものでございます。

次に、別紙4になりますが、当初事業費抑制等を考慮し講堂への仮設電源を計上しておりませんでした。長期間の使用不可による学校活動への影響を考慮して講堂への仮設電源供給の工事を追加、施工したものでございます。この工事の関係で約380万円の増額となるものでございます。

以上のことから、請負契約を852万2,800円増額し1億26万2,800円とするものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） じゃあ、改めてでございます。今、金額を教えていただいたわけです。やっぱりこういうふうにとこの工事に幾らかかったということをや何か書類か何かでやってもらったのが一番理解を深める方法なので、そういったことでこれから対応していただきたいなと思うわけです。

それから2番目に、これは確認ですが、既にこの工事は全て終わっているのかどうかという意味でお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まずは、その説明の仕方につきましては、分かりやすく資料の関係も今後改めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、工事につきましてはこの工事の関係は全て完了しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 変更については、監督員とそれから現場代理人との打合せでできることであるのでそれは可能なんですけど、やっぱり今回一番最初に私たち議会を、全協などを開いたときは、このキュービクルの話から始まったわけですね。ところが、現実にはキュービクル以外のほうが大幅に金がかかったということで先ほどの否決まで及んだ経緯だと思うわけです。やっぱり本当にどなたかさっきおっしゃいましたけれども、設計屋が随分でたらめだったと大幅に感じているわけです。全協などのときも、その設計屋に対して我々として賠償なり何なりというか、その責任をいかに取らせるかとさっき文屋議員、石川議員からも話が出ましたけれども、指名に入ってきたって除外すれば一番いいんでしょうけれども、ただこの工事に関してはそういった罰則というのはできるのが限られているわけですがけれども、これ以上支障はないのかという意味で改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） これまでご指摘のとおり、設計の変更の内容の一部につきましては、本来当初の段階で仕様書に定めた形で発注すべきだったという内容もございまして、こういったことは今後発生しないように改めて設計業者に成果品をまとめる上で会社内でしっかりと精査、チェックを行うように指導するように努めてまいりたいと思います。

現在の工事の状況は、先ほど進捗の状況をご説明させていただいたとおり工期の完了に向けて進んでおりますので、現時点で大丈夫と認識しておりまして予定どおり給食の供給ができるようにしたいと考えております。ただ、今回の変更につきましては、施工業者、工事業者との変更契約になります。施工業者としては、当初設計の部分の内容と現場の状況から判断をしまして良好な工事目的物、給食センターを造るための必要な変更として協議の申出をいただいて、その内容を精査した上で施工していただいたものでありますことから、村としては施工業者への適正な対価として変更契約が必要と考えておりますので、何とぞご理解をいただければと存じます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 契約容量200ケーブルイエーから300ケーブルイエーですね、基本料金の差額はどのぐらいか確認しておきます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 申し訳ございません、質問をもう一度よろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 一般家庭だと30アンペアの場合300円とか、（「容量」の声あり）容量ね、契約、お客様の。そうすると高圧受電ですから、低圧でもいいんですけども、200ケーブルイエーの場合、例えば契約容量が200ケーブルイエーの場合は2,000円と仮定した場合に、300ケーブルイエーになった場合には当然基本料金も上がるわけですね。そうすると今電気料金の見直しも電力でも実施しているのかな、その中で結局基本料金の差額が生じるわけですね、当初の200から300までの。その差額を計算しておったかしてないかお聞きします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 電気の契約の基本料金の差額を計上していたか。失礼いたしました。200から300に上がったことでキュービクル容量が増えたことでケーブル関係がサイズアップしまして、その関係で約170万円の増額となるものでございます。（「違う」「契約」の声あり）失礼しました、基本料金の関係ですね。基本料金の関係につきましては、まだちょっとその辺の確認はできておりません。失礼しました。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君） 当然、電力で6月から料金は値上げを実施しているわけですから、これまでの設備をするのであればやっぱりある程度の基本料金の、何ていうのかな、調査と

いうのかな、そこら辺も一つ報告してあってもいいんでないかなと思うんですけども、単純に200ケーブルイエーから300ケーブルイエーになりました、基本料金は変わりませんのような答弁されていますけれども、説明、やっぱり100ケーブルイエーの差が出るわけですから、その辺の一つの報告があってもいいんじゃないのかなと思いますけれども。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 申し訳ございません。基本料金の関係につきましてはちょっと現時点では確認ができておりませんので、供用開始後の話になるかとは思うんですけども、その点につきましては今後確認をしていきたいと思えます。

議長（高橋浩之君） 遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） いずれにしても、この事業は当初からクレームのつまずいた事業だと私は思っております。そこで、おのおの議員からも質問がありましたけれども、今後このような大きな事業、やっぱり一般競争で行いますと他社、県外はもちろん、どなたでも入れるわけですね。最後にはこのようにして4,000万円も5,000万円も増、増で出てくるんでは、やっぱり今後ですね、村長、一般競争の見直しというのも検討すべきだと思いますけれども、その辺について。

議長（高橋浩之君） 小川村長。

村長（小川ひろみ君） 今のご質問に対して、やっぱり入札に対しても今後考えてはどうかという、一般競争入札という部分も考えてはどうかというご質問でよろしいかと思うんですけども、その辺についてはこれから、まずお答えがとても難しいところでございます。けれども、やはり今回、給食センター、最初から本当に皆さんも言っているとおりいろいろな問題があり、またこのような形になって最終的にはどんどこもかしこもという形になってしまいました。このことは本当に先ほども何回も言っていますけれども本当に残念でならないことなんです。やっぱり設計業者のミスが最初にあったことによって2か月遅れたことも、本当に給食の提供も2か月遅れております。それも子供たちが本当にかわいそうな思いをした部分でもあります。それも含め、また本当はあってはならないようなミスが続々と出てきたということになる、そういう部分も私も本当に残念でならないところであります。本当に議員の皆さんが思っていることと私が思っていることもきっと同じだと思います。けれども、私はやはり最終的には子供たちに安心・安全な給食、今は夏休みになっていますけれども、夏休みが明けてすぐに提供するはずがそれも2か月延びている、そしてまた今回いろいろな部分でまた10月の提供も延

びるということになれば、様々なところに不具合が出てくるわけでありますので、これからやはり今後このような事態、そういうものもないようにするためにはやはり設計業者、様々なことにも村としても関与すべきところは関与していく、そういう姿勢も必要ですし、そういうことを今まで怠ったわけではないと思うんですけども、やはりそのような形でミスが起きてしまっておりますので、今後このようなことがないよう村としても関与すべきことは関与していく、そして設計業者また施工業者、様々なところでもいろいろな指導をしていく、そしていろいろと聞く耳を持っていく、そのような形で今後それぞれの事業に対してやってまいりたい、そのように考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 次に、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 私からは、別紙1でございますが、キュービクルのトランス容量の変更、先ほど200ケーブルイヤーから300ケーブルイヤーに上がりましたというお話ですが、その上がったやつに対する変更した金額というのは何か反映されていないような気がするんですけども、どなたがご負担することになったのかお伺いしたいと思いますし、また170万円という金額はこの配線ですか、線、200のときの線では結果的には太さが足りないということで300にしたときの太さに変更したやつが170万円かかると理解をいたしました。ですから、先ほどお話ししたトランス容量が200から300ケーブルイヤーになったその差額はどこに隠れてしまったのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） キュービクル本体自体が大きくなりました。これは積算上の問題でございますが、キュービクルの積算、当初の設計ですね、村で積算した金額に対して変更でキュービクルが大きくなった部分について施工業者から見積りが上がってきたものが、当初の村で積算していた部分よりも安価で見積りをいただいたということがあって、その部分については増額とならなかったということでご理解をいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 当初と、施工業者から出たのが金額が同等というかそういうことで変更にならなかったと。誰がそれは、何ていうの、施工業者がまけてくれたという、200の料金までまけてくれた、まけてくれたという表現は悪いんですけども、そうなったのかどうか。通常は200のキュービクルも300のキュービクルも同じ料金ということは基本

的にはあり得ないと思うんですけども、その辺は非常に疑問に感じるわけですけども、その辺は村としては先ほどの後藤課長の話では変わらないという話ですが、実際金額的にいったら、設計単価でいったら非常に差があるはずですけども、その辺、もう一度確認しますが、誰かがご負担をした格好になるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、工事業者がまけてくれたというお話があったんですが、そのまけてくれたというわけではなくて、もともとこの電気工事の部分の当初の入札の部分でも非常に、入札があった際も落札率が61.7%でございました。当初の契約の部分が61.7%というのもあって、そういったことで施工業者も入札に当たって見積り製品を導入するに当たってそういった安価な形で製品を納入できるという部分が企業努力であるんだろうなどは認識しておるんですが、そういったことで今回変更になった部分の見積りをいただいた際にも当初の部分を上回る金額でなかったということから、その部分については変更として増額にならなかったということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） キュービクルについてはそういうことだったらば、ほかの変更して高くする、4,800万円も上がらないよう努力したらば、それらについても変更しなくたっていいように安くなる可能性もあるんじゃないですか。その辺、このキュービクルだけがそういうふうになるというのは、これまで全協でもこれは業者の結果的には200ということで、実際的には入っている機械からいったら300ない間に合わないからもしそうなったときはそれは業者に払ってもらえということで、議会としては面倒を見ないような話をやったような話が記憶にあるんですけども、だからそういうことからすると今言っているようなことではちょっとまけてもらったか何か、同じ金額ということは非常に難しいものが通常一般的な常識としてはそう考えざるを得ないのではないですかということなんですね。最終的には、今までの全協の話でももしそうなったら議会としても面倒は、設計ミスだから面倒は見ないというような話があったからそういうふうなことになったのか、その辺、もしそういうようなことがあればお伺いしたいなど。そういうことからすると、村長も全協にも出ておりますので村長のお考えも併せてお伺いできればと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回キュービクルの部分が大きくなった部分につきましては、

村で積算している金額に対して今回施工業者から変更後の製品の見積りをいただいた際にそれを上回るものでなく安価で見積りをいただいたということ、その点に関してはそういったことをございます。それは、その製品、製品によっていろいろ入手経路とかありますので、その辺はちょっとどういった形で安価になるのかどうかというのはちょっと分からないところはあるんですけども、その点につきましては決して設計ミスだからというわけではなくて、そのように見積りが出てきた結果ということをございます。設計ミスというところもあるんですが、今回の変更契約の部分というのは施工業者には責任のあることではございませので、そこは適正に村でも変更を見るべきところは見るといふところが必要と考えておりますので、その点につきましては決して設計ミスだからその分を増額しませんよといったことではないということをご認識いただければと存じます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

先ほども起立採決で採決させていただきましたので、第45号の案件も起立採決で行いたいと思います。

本案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

議長（高橋浩之君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第4回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時48分 閉 会